

会津若松市役所本庁舎多目的スペース等の利用に関する要綱

(令和7年5月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、会津若松市役所本庁舎多目的スペース、市民ホール・正庁及び旧館前広場（以下「多目的スペース等」という。）を市の業務に支障のない範囲で市民、各種団体等が利用することについて、会津若松市財務規則（平成5年会津若松市規則第12条。以下「財務規則」という。）及び会津若松市庁舎管理規則（平成14年会津若松市規則第23号。以下「庁舎管理規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の基準)

第2条 多目的スペース等を利用することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (2) 市内に事業所若しくは事務所を有するもの又は法人その他の団体など
- (3) 本市から共催の承認を受けた事業を行うもの
- (4) 他の地方公共団体その他公共団体
- (5) その他市長が特別の理由があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的スペース等の利用を許可しない。

- (1) 未成年者のみで利用するとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 施設を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (6) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがあるとき。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (8) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (9) 財務規則第217条第1項、庁舎管理規則第8条第1項及び第9条第1項の規定に反すると認められるとき。
- (10) 前各号のほか施設管理上支障があると認められるとき。

(多目的スペース等の名称等)

第3条 多目的スペース等の名称、用途及び附属設備は、別表に掲げるとおりとする。

(利用時間)

第4条 多目的スペース等を利用に供する時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、展示を目的とした利用であって、2日以上連続する期間を通じて市長が利用の許可をした場合については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該許可を受けた者については、午前9時から午後7時までの間

を除き多目的スペース等に立ち入ることはできない。

（利用申請等）

第5条 多目的スペース等を利用しようとする者又は利用の許可を受けた事項を変更しようとする者は、多目的スペース利用（変更）許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、多目的スペース等の利用又は変更を許可し、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による許可に際して条件を付けることができる。

（利用申請の受付期間等）

第6条 前条第1項の申請書は、多目的スペース等の利用を開始しようとする日の属する月の2か月前の5日から利用の3日前までの期間（当該期間の初日又は末日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日とする。）における開庁日に会津若松市総務部総務課まで提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用許可書の携行）

第7条 第5条第2項の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、多目的スペース等を利用するときは、同項の許可書を携行し、市の求めがあるときは提示しなければならない。

（利用期間）

第8条 多目的スペース等を連続して利用することができる期間は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める期間とする。

(1) 会議、講演会、イベントその他これらに類する行事のために利用する場合：3日間

(2) 展示のため多目的スペース等を利用する場合：7日間

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合：市長が指定する期間

（料金の不徴収）

第9条 多目的スペース等の利用に係る料金は、徴収しない。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 市において選挙の執行、災害対策その他公務の執行上多目的スペース等を使用する必要性が生じたとき。

(2) 利用者が第2条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 利用者が不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。

(4) 利用者がこの要綱又は許可の条件に違反したとき。

(5) 利用者が故意又は過失により多目的スペース等を荒廃させ、又は毀損したとき。

(6) 利用者が正当な理由なく市長の指示に従わないとき。

(7) その他特別な事情により市長が必要と認めるとき。

2 利用者は、利用許可の取消し又は変更によって生じた損害の賠償を請求することができない。

（遵守事項）

第11条 利用者は、多目的スペース等を善良なる管理者の注意をもって正常な状態において維持しなければならないほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

- (2) 本庁舎敷地内（敷地内に駐車した自家用車内も含む。）で喫煙し、又は本庁舎の建物内で火気を使用しないこと。
- (3) 壁、柱等に張り紙又はピン、釘の類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた多目的スペース等以外の室に立ち入り、又は器具等を使用し、若しくは移動させないこと。
- (5) 本庁舎の内外を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 市の業務時間中に許可なく楽器の演奏など、大きな音を発する行事等を開催しないこと。
- (8) その他市長の指示する事項を守ること。

（原状回復）

第12条 利用者は、利用許可に係る期間の終了までに多目的スペース等を遅滞なく原状に復し、市長の検査を受けなければならない。第10条第1項の規定により利用許可が取り消され、又は変更されたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、市長がこれを施行し、その費用は、利用者から徴収する。

（破損、滅失等の届出）

第13条 利用者は、多目的スペース等又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 利用者の責めに帰すべき理由により多目的スペース等を修繕する必要があるときは、その費用は利用者に負担させるものとする。

（転貸禁止等）

第14条 利用者は、多目的スペース等を利用する権利を転貸し、又は担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

- 2 利用者は、多目的スペース等の現況、利用の目的又は利用の態様を変更してはならない。

（費用の負担）

第15条 多目的スペース等の利用に伴う汚物、ごみの処理等の費用その他の通常必要となる経費は、利用者が負担しなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、多目的スペース等の利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

施設名	面積	用途	附属設備
多目的スペース	約 117㎡	発表、展示、講演会、イベント等	音響設備、展示用パネル、展示用 パネル用フック、会議机、椅子
市民ホール・正庁	約 160㎡	発表、展示、講演会、イベント等	
旧館前広場（東）	約 56㎡	イベント等	
旧館前広場（西）	約 138㎡	イベント等	